



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 平成27年 12月 定例会（第4回） 12月18日－06号

P.282 8番（大原裕貴君）

◆8番（大原裕貴君）＝登壇＝芦屋維新の会を代表しまして、請願第5号、労働基準法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める件に関する請願書に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

現状、国会で取り上げられている高度プロフェッショナル制度ですが、残業代ゼロを後押しするものではないと考えます。まず対象者については、金融リーダーやアナリストといった職務の範囲が明確な高度プロフェッショナルに該当する職種の人で、かつ1,075万円という年収を得ている人の中で制度適用を希望する人に限定をされています。

例えば、海外を相手にする金融リーダーにおいては、両国の時差が大きく影響するため、現行の労働基準法では労働制約の不都合が生じることがありますが、今回の法改正にてその不都合を解消することができます。

また、対象として挙げられている職種のように、時間と成果が比例しない職種も存在をしています。こういった職種についている層については、今回の法改正による恩恵を受けることができるため、法改正へのニーズも少なからず存在していると言えると思います。

確かに、請願者が危惧をしているように、小さく産んで大きく育てる制度になりかねないという危険性は否定ができません。しかしながら、制度を悪用し、従業員を不当に働かせようとする企業が、これから先、お客様や社会の信用を獲得して大きく飛躍をしていくことができるとは思えません。

私自身、システム開発という非常に稼働時間が多く厳しい業界であると言われている業界に身を置いていました。繁忙期には80時間を超える残業も経験をしています。第三者の目から見ると、「過労死する」といったレベルだったかもしれません。ただ、それは会社から強要されていたためではなく、やむを得ない事情があったため生じた作業でありました。お客さんから頼まれた場合、これを貸しとして深夜対応することもありました。トラブルが発生し、当日中に何とかしないとお客さんに迷惑をかけてしまう。そんな状況下の中で、チームメンバーで残業することで乗り越えることもありました。しかし、これら全て残業代云々という話はしませんでした。あくまでこれはプロとして満足行くサービスを提供するために、当然のようにとった対応でありました。

このように、稼働時間が非常に多く厳しい業界と言われているような業界であったとしても、従業員にサービス残業を強要し、その労働力を搾取する、そういったことが横行している状況はありませんでした。制度を悪用し、労働者をただ働きさせるようなことを考える企業は、今回の制度がなかったとしても労働者への給与の支払いを、ただ働きではないですが少しでも安く上げようと、少しでも従業員をこき使おうとする企業であると考えます。

仕事への考え方の変化を取り込む形で、今回の法改正を検討している中で、一部のそういった従業員にただ働きを、少しでも従業員の給与を安く上げて利益を受けようとする一部の企業の、こういった企業による悪用の可能性の話ばかりを考えて、現状の仕事の労働環境の変化を取り込んでいく、この法改正をとめる必要はないと考えます。

そして、請願者が危惧をしている危険性は、国会や労働政策審議会においても検討をされています。慎重に審議を重ねないといけない問題だと捉えているからこそ、通常国会では結論が出ず、継続審議になったのだと思います。

そんな状況の中で、芦屋市議会として慎重審議を求める意思表示をする意義が見出せないため、今回の請願趣旨には賛同しかねます。

以上、反対の討論とさせていただきます。